3.2.1.5.1 (略)

(下線の部分は改正部分)

(下線の部分は改正部分)	
改正前	
ワクチン(シードロット製剤)の部	
日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワク チン (シード)	
1・2 (時各)	
3 試験法	
3.1 製造用株の試験	
3.1.1 マスターシードウイルスの試験	
3.1.1.1~3.1.1.3 (略)	
3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法	
3.1.1.4.1 (略)	
3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験	
3.1.1.4.2.1 (略)	
3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験	
日本脳炎ウイルスでは、豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、 <u>牛ウイルス性下痢-粘</u>	
<u>膜病ウイルス</u> 、ロタウイルス及び狂犬病ウイルスについて、また、豚パルボウイルス	
及びゲタウイルスでは、豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、牛ウイルス性下痢-粘膜	
病ウイルス、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試	
験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準	
用して試験するとき、適合しなければならない。	
3.1.1.5~3.1.1.7 (略)	
3.1.2 • 3.1.3 (略)	
3.2 株化細胞の試験	
3.2.1 マスターセルシードの試験	
3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)	
3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法	

3.2.1.5.1 (略)

- 3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験
- 3. 2. 1. 5. 2. 1 (略)
- 3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(略)

- 3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験
- 3. 2. 1. 5. 2. 1 (略)
- 3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス 否定試験法の1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、 適合しなければならない。

(略)